

**令和5年度小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 件 名

令和5年度小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的・内容

令和5年度小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

2 事業費上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の全ての要件を満たす単体企業とし、当該プロポーザルに係る参加申込を行い、参加資格の確認を受けた者（以下、「参加者」という。）とする。

(1) 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条に規定する者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度小田原市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(3) 手続開始告示の日から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市、神奈川県又は国（独立行政法人を含む。（7）において同じ。）から指名停止処分を受けていないこと。

(4) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(5) 令和5年度小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託プロポーザル審査委員会の委員、委員の配偶者又は委員の3親等内の親族が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織でないこと。

(6) 小田原市競争入札参加資格者名簿（「都市計画及び地方計画」又は「電気・電子」）に登録されていること。なお、登録されていない場合は、参加申込書の提出期限までに「かながわ電子入札共同システム／資格申請システム」において申請を行うこと。（該当業務に係る営業種目において、優先交渉権者を選定する期日までに登録が完了すること。）

(7) 国又は地方公共団体が発注する同種業務又は類似業務を、平成 25 年度（2013 年度）以降（過去 10 年間）に受注し、かつ履行した実績を有していること。

同種業務とは、国又は地方公共団体から受託した「脱炭素先行地域」事業実施支援業務とする。類似業務とは、国又は地方公共団体から受託した環境施策や地球温暖化対策に関連する事業化支援業務とする。

5 日程

内 容	日 時
実施要領の公表	令和 5 年（2023 年）7 月 7 日（金）
質問書の提出締切り	令和 5 年（2023 年）7 月 21 日（金） 午後 3 時まで
質問書に対する回答	令和 5 年（2023 年）7 月 28 日（金）
参加申込書の提出締切り	令和 5 年（2023 年）8 月 4 日（金） 午後 3 時まで
参加申込資格の審査	令和 5 年（2023 年）8 月 8 日（火）
参加申込資格の結果通知	令和 5 年（2023 年）8 月 10 日（木）
企画提案書及び参考見積書の提出締切り	令和 5 年（2023 年）8 月 24 日（木） 午後 3 時まで
企画提案書審査（プレゼンテーション及びヒアリング）（非公開）	令和 5 年（2023 年）8 月 31 日（木） ※予定
企画提案書審査の結果通知	令和 5 年（2023 年）9 月 6 日（水） ※予定
優先交渉権者及び審査結果公表	令和 5 年（2023 年）9 月 6 日（水） ※予定
契約の締結	令和 5 年（2023 年）9 月 11 日（月） ※予定

6 参加申込書の提出に係る手続

(1) 提出書類

書 類	備 考
参加申込書兼誓約書 （様式第 1 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印すること。 ・実施要領 4 に掲げる要件に該当するか確認すること。
事業者概要 （様式第 2 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・欄内に示しきれない場合は、別紙での提出も認める。 ・次の書類（又はその写し）を添付すること。

	<p>1 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類 各1部 令和5年4月1日以降に発行された次の各区分の証明書を提出すること。なお、いずれも現年度のみ滞納がない証明ではなく、現在において滞納のない証明であること。</p> <p>ア 国税の滞納がないことを証明する書類 次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。</p> <p>A 本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3の3」。</p> <p>B 納税義務のない者は、本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3」。</p> <p>イ 地方税の滞納がないことを証明する書類 次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。なお、証明書は参加申込者が所在する都道府県及び市町村のものを提出すること。また、支店などに契約締結権を委任する場合は、支店などが所在する都道府県及び市町村の証明書であることを留意すること。</p> <p>A 市町村税全てにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」。</p> <p>B 課税市区町村が「市区町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、直近2年間の各納税証明書。</p> <p>C 都道府県が発行する直近の法人事業税の納税証明書。</p> <p>2 直近3年度分の貸借対照表</p> <p>3 直近3年度分の損益計算書</p> <p>4 直近3年度分の株主資本等変動計算書</p> <p>5 直近3年度分のキャッシュ・フロー計算書</p> <p>・参加申込者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、次の書類（又はその写し）を添付すること。</p> <p>1 定款及びその他の規約</p> <p>2 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※3か月以内に発行されたものに限る。（3、4において同じ。）</p> <p>3 営業証明書</p> <p>4 印鑑証明書</p>
--	---

<p>同種・類似業務 受託実績 (様式第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年間(平成25年度から令和4年度まで)において、国((独立行政法人を含む。)又は地方公共団体から受託した同種業務及び類似業務の実績最大6件を記入する。 ・同種業務の実績を優先して記載すること。(様式第4号においても同じ) ・業務継続中の契約も実績として取り扱うことを認める。 ・業務実績に係る契約書(鑑)の写しを添付すること。
<p>業務実施体制 (配置従事者)調査 (様式第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者ほか主たる従事者について記入する。 ・業務実績に係る契約書(鑑)の写しを添付すること。 ・当該従事者は、死亡、傷病、退職等の極めて特別な理由が生じた場合を除き、原則として、業務期間中の変更を認めない。

(2) 提出期限

令和5年(2023年)8月4日(金)午後3時まで

(3) 提出先

小田原市環境部ゼロカーボン推進課(小田原市役所4階)

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

(土、日、祝祭日等の休日を除く、午前9時から午後5時まで)

電話: 0465-33-1424

FAX: 0465-33-1487

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

A4サイズの簡易なファイルを使用し、実施要領6(1)の順に提出書類を綴じて、持参又は郵送により提出する。持参する場合は、小田原市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時まで(提出期限日は午後3時まで)とする。郵送する場合は、提出期限日までに事務局に届くようにするほか、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、それによる異議を本市に申し立てることはできない。

7 候補者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、実施要領13(4)「審査の評価項目及び配点」に基づき、審査委員会の委員及び審査委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

(1) 質疑

質問の受付期間内に、「質問書」(様式第5号)を電子メールにより提出すること。

なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

令和5年(2023年)7月7日(金)～7月21日(金)午後3時まで

(3) 提出先

小田原市環境部ゼロカーボン推進課電子メールアドレス

<energy@city.odawara.kanagawa.jp>

メール送信後、電話で受信の確認をすること。電子メールの件名は「先行地域プロポーザル質問書【事業者名】」とすること。

(4) 回答

全ての質問内容及び回答を、令和5年(2023年)7月28日(金)に本市ホームページで公表する。

10 参加申込資格審査

提出された参加申込書等により、実施要領4「参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果については令和5年(2023年)8月10日(木)(予定)に「参加資格審査結果通知書」(様式第6号)により、「参加申込書兼誓約書」(様式第1号)に記載されている担当者の電子メールアドレスに対し、電子メールにて通知する。

11 企画提案書等の提出に係る手続

(1) 提出書類

書 類	備 考
企画提案書 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none">・原則としてA4版の両面印刷で作成すること。文字サイズは注記等を除き原則として11ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。・やむを得ずにA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズに合わせること。・仕様書の「4 業務内容」に沿って具体的な業務提案を行うこと。・仕様書に掲げる事項以外についても、本業務の目的を達成する上で有効な提案があれば記載すること。

<p>参考見積書 【任意様式】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4サイズ、片面印刷とする。 ・ 当該業務に必要な全ての経費を見積もること、また、算出根拠となる積算内訳を明記すること。 ・ <u>仕様書の「4 業務内容」の(1)から(6)までについては、その内訳が分かるように示すこと。</u> ・ 見積額は、消費税及び地方消費税も含めて記載すること。 ・ 宛先は小田原市長とし、業務件名、提案者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
-------------------------	---

(2) 提出期限

令和5年（2023年）8月24日（木）午後3時まで

(3) 提出先

実施要領6（3）と同じ。

(4) 提出部数

10部（記名版3部〔正本1部、副本2部〕、無記名版7部）

※記名版は、表紙、企画提案書及び参考見積書に提案者名等が記載されたものとし、
 正本は代表者印を押印すること。副本は複写で可とする。

※無記名版は、記名版から提案者が特定のできる情報（提案者名やロゴマーク）を除く
 ほか、内容は記名版と同じものとする。

12 参加辞退

参加申込書兼誓約書又は企画提案書の提出後、参加申込者又は参加者の都合により参加を辞退することとなった場合は、審査日前日（土、日、祝祭日等の休日を除く）の午後5時までに「辞退届」（様式第7号）を実施要領6（3）までに持参または郵送にて提出すること。

13 審査方法

(1) 審査委員会

審査は、令和5年度小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

(2) 審査

優先交渉権者の選定は、書類審査及びプレゼンテーション評価により行う。なお、参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとし、審査を実施する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング（非公開）

ア プレゼンテーション方式により実施する審査は、審査は、令和5年（2023年）8月31日（木）（予定）に実施する。場所、時間については、別途通知する。

イ プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて、20分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容

- の資料提示は認めない。
- ウ プレゼンテーションに出席できる者は4名までとする。なお、本業務を担当する責任者の参加は必須とする。
- エ 大型モニター（プロジェクター及びスクリーンに代替する可能性あり）及びHDMIケーブルは事務局で用意するが、パソコン等は持参すること。
- オ 特別な事情により審査実施方法を変更する場合は、詳細について別途通知する。
- カ 価格点は、参考見積書（実施要領「11（1）参考見積書」）により算出する。
- (4) 審査の評価項目及び配点
別紙評価基準表のとおり
- (5) 優先交渉権者の選定
- ア 各評価点数を合計し、最高得点者を優先交渉権者とし、最高得点者の次の高得点者を次点候補者として選定する。最高得点者又は次点候補者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。
- イ その他、不測の事態が生じた場合は、委員会の協議により決定する。
- (6) 審査結果は、令和5年（2023年）9月6日（水）（予定）に、参加申込書兼誓約書（様式第1号）に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号）でも通知する。また、令和5年（2023年）9月6日（水）（予定）に本市ホームページで優先交渉権者名を公表する。

14 契約の締結

- (1) 優先交渉権者との契約手続
優先交渉権者は、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、その協議が整ったときに契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合の措置
優先交渉権者との協議が整わなかった場合、優先交渉権者が「15 失格」に掲げる理由により失格となった場合、優先交渉権者が辞退した場合その他特別な理由により優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。この場合において、同様の理由により、優先交渉権者となった次点者との契約締結が不可能となった場合は、契約を締結しない。
- (3) その他
小田原市契約規則に基づく契約手続の完了までは、本市と優先交渉権者（次点者を優先交渉権者とした場合を含む。）との契約関係は生じない。

15 失格

- 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 見積額が上限額を超えているとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

- (4) 実施要領に示した内容に適合しないとき。
- (5) 本プロポーザルに参加する者又はその関係者が、委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他不正な行為があったと認められたとき。

16 情報公開

- (1) 提出された企画提案書等について、小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。
- (2) 次に掲げる事項については、本市ホームページにおいて公表する。
 - ア 業務件名
 - イ 契約期間
 - ウ 選定した優先交渉権者の名称
 - エ 審査結果における合計得点

17 その他の留意事項

- (1) 提出した書類の変更、再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (2) 企画提案書等全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に参加者に無断で使用しないものとする。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類の知的財産権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (5) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、本市と協議の上、変更できるものとする。
- (6) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

18 問い合わせ先

小田原市環境部ゼロカーボン推進課エネルギー事業推進係

担当：小野・御嶽

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

T E L : 0465-33-1424 F A X : 0465-33-1487

電子メール：energy@city.odawara.kanagawa.jp